

第4回多治見市障害者計画等策定委員会議事録

1. 日時

令和5年11月15日(水) 13:30～

2. 場所

パロー文化ホール（多治見市文化会館）第1練習室

3. 議題

(1)第3章 第8期障害者計画案について（施策の体系、基本目標、重点課題、市の取組）

(2)第4章 第8期障害福祉計画について ア. サービス提供体制の整備等
目標 イ. サービス見込量及びサービス確保の方策

(3)第4章 第3期障害児計画について ア. 障害児支援提供体制の整備等の目標
イ. サービス見込量及びサービス確保の方策

4. 公開又は非公開の別

公開

5. 出席者

(1)委員（50音順）

安藤秀章委員、岩本眞知子委員、加藤高志委員、加藤泰治委員、黒川裕二委員、酒井郁美委員、柴田勇夫委員、立間裕子委員、田中健委員、中村博委員、西田葉子委員、原美奈委員、藤木誠委員、山下智弘委員 ※欠席委員：藏前芳勝委員、荒井英雅委員、野々垣直美委員

(2)事務局

福祉課長 渡辺康之、福祉部課長（子育て支援担当）伊藤和可奈、福祉課
山田康則、安井宏治、大澤昌世、子ども支援課 田中智、奥村佳史

(3)傍聴人

1名

6. 議事概要

○事務局	定刻になったので開催する。 初めて出席する委員から自己紹介いただく（2名）。事務局である子ども支援課のリーダーの異動があったため紹介する。 会議の公開非公開については、非公開議題がないことから、これまで同様公開とする。議事録は委員名を伏せて市ホームページに掲載する。
○委員長	では、議題（1）について事務局から説明を願う。

○事務局	<p>施策の体系案を作成したので確認をお願いしたい（資料1）。</p> <p>基本目標として「自らの決定に基づき社会参加し、自己実現できるとともに、元気で安心して暮らせるまち」とした。</p> <p>その下に基本方針として「Ⅰ自らの決定に基づく社会参加」、「Ⅱ自らの決定に基づく自己実現」、「Ⅲ元気で安心して暮らせるまち」とした。</p> <p>基本目標については、国の第5次障害者基本計画で、「共生社会の実現に向けて、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加」「自己実現できるように支援」、また「障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去」とあり、今回の施策体系の基本方針のⅠ、Ⅱを自らの決定に基づく社会参加と自己実現とした。</p> <p>また「Ⅲ元気で安心して暮らせるまち」については、現在多治見市では第8次総合計画を策定中で、その中の福祉関係の目標として「元気で安心して暮らせるまちづくり」とあるのを引用したもの。</p> <p>市の取組の仕分けは、基本方針の変更に伴い変更したもの。また、委員意見として、体系の整理があったことを踏まえ、このような形とした。</p> <p>「2基本目標」については、国の基本理念に合わせた位置付けとした。</p> <p>「3重点課題」は3つ挙げた。「重層的支援体制の整備」「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」「「親亡き後」の生活に向けた準備等の啓発」とした。</p> <p>重点課題は、巻頭での頭出しとし、内容は資料2の「市の取組」のところで規定していく。</p>
○委員長	<p>本日は課題が多いため、委員の挙手による発言を優先したいと思う。</p>
○委員	<p>あくまで印象であるが、知的や精神の重度の障害を持つ人たちにとって「自己決定」は難しい。疎外感を感じる。国の基本理念としてあり大切であることは分かるが、もう少し考えてほしい。</p>
○委員	<p>国の基本計画の概要（資料5）の中に、意思決定支援という文言があるので、これを入れてはどうか。意思表示できない方には意思決定支援を繰り返していく。</p> <p>市の取組の中にその言葉がないので、セットでやってもらう。国の方も同じ様なことだと思う。</p>

○事務局	<p>「2基本目標」のところには、「自己実現できるよう支援する」というふうに支援という言葉が入っているため、「1基本目標」では言葉を端的にするため除いたという経緯がある。</p>
○委員	<p>自己決定が本人だけでは難しいときに、支援者が、本人の特性に合わせて、支援を、できるだけ本人の好みとか、本人が選ぶであろう選択に近づけるといのが意思決定支援の概念であり、そういうことを含めて代替案を考えてはどうか。</p>
○事務局	<p>委員の発言は、意思決定が自らできる方はもちろん前提として一つとしてあるが、そうではない方もいて、そういった方も含めた形の文言になるように、ということと捉える。意思表示ができない方については、本人にとって好ましい生活はこうだろう、ということ支援者がみんな集まってその意思決定をするプロセスもあると思われ、本人を最大限尊重し自己決定、社会参加、自己実現できるよう支援する、というイメージでよいか。</p> <p>「基本目標」の部分は表現を改め、次回会議の際に修正案を示すので、またご意見をいただきたい。</p>
○事務局	<p>「市の取組」について、資料2と資料3を参照いただきたい。</p> <p>第8期の取組名や取組内容について、修正や廃止、統合を分かるよう表記した。また、重点課題に挙げた項目についても、これまでの取組を統合したり、重複したものを削ったりして内容を整理した。</p> <p>新規取組は2項目ある。第2回会議で一般の方に障がいへの理解が進んでいるのかとのご意見をいただいた。これまで一般的な周知はしてきたが、第8期の取組として、広報紙などを活用した普及啓発の実施が必要と考え掲載した。市民意識調査では、行政の情報を得るのは、広報が一番わかりやすく目にしやすいとの回答が多いことを踏まえている。</p> <p>新規2つ目は指定障害福祉サービス事業所等への支援の検討とした。こちらも前回までにいただいた意見で、事業所不足、事業所の疲弊が挙げられた。しかし障害福祉サービスが国一律のサービスである中、市単独での支援となると難しい部分もあり、まずは検討とした。</p>
○事務局	<p>次に重点課題について。</p> <p>福祉避難所設営マニュアルについて。これは削除ではなく、市の取組へ統合した。親亡き後の生活に向けた準備等の啓発の部分で、必要性が高まっている成年後見制度の啓発を入れている。ま</p>

	<p>た東濃5市で設置している中核機関について内容を更新した。就労支援の推進は、他と重複する部分があり、項目を削除。障害児支援、障害児療育支援の充実については、発達支援センターを整理統合し、今年度中に「わかば」として整備されるので、時点修正として削除し、適切な運営ということで、新たに1項目追加した。</p> <p>新規が2つある。ひとつが重層的支援体制の整備についてで、令和7年度から実施できないか検討している。内容は複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の整備と、地域づくりの支援、参加支援の3点セットで、国の方針でも決まっている。</p> <p>新規ふたつ目の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、障害福祉計画とは別に、障害者計画の項目としても挙げた方がよいとの委員からの意見を受け、掲載したものである。</p>
○事務局	<p>市の取組についての、相談窓口の連携強化は既に十分できている、以後は重層的支援体制整備で扱うとして削除。このほか通常業務的な項目や他の項目と重複する内容の者については削除とした。</p> <p>なお、障がい者の日中活動の場の確保として、生活介護サービス事業者の確保を挙げていたが、生活介護のみだけでなくサービス全体の確保として障害福祉計画で対応するため、削除した。</p>
○事務局	<p>最後、補足となるが、委員から、記載順について意見をいただいたので、番号等を付して分かりやすくするよう心がけた。長くなったが説明は以上である。</p>
○委員長	<p>市の取組の6番目の、障害者差別解消法の周知・体制整備については、障がい当事者として思い入れがある。令和6年度からは民間でも合理的配慮の提供が義務化されるので、知っていただきたい。</p>
○事務局	<p>権利擁護の推進については、大事なことであるので、冒頭に掲載した。</p>
○委員	<p>障がい者本人にとっての親亡き後もあれば、親にとっての親亡き後もある。自分の所属する団体で、研修会をやるが、テーマが知的発達障害の方の親の高齢化である。来年2月に行うので委員にもお知らせしたい。</p>
○委員	<p>発達支援センターのなかよし、ひまわりが統合され、運用がスタ</p>

	<p>一トするとのことだが、規模はどのくらいか。またどんな形で行われるのか。</p>
○事務局	<p>なかよし、ひまわりはそれぞれ一日の定員が30名ずつ。実際の契約数は100名である。新しい支援センターわかばは一日の定員は50名。すでに通所している子どもたちがそのまま移行しても、全員受け入れる体制を整えるということで、整理を行っている。</p> <p>また施設は脇之島町の旧董南幼稚園で、指定管理者制度を用いて運営を行っていく。指定管理者は多治見市社会福祉協議会で、現在細かなところを詰めている最中である。</p>
○委員長	<p>議題2の第4章 第8期障害福祉計画について事務局から説明を願う。</p>
○事務局	<p>資料4を参照いただきたい。現行計画も同じだが、これはまず国が数値目標を示し、それに基づいて、県も内容は違うものの目標を定め、市は県の目標値と調整をとりながら数値目標を定めるものになっている。</p> <p>今回示したものは国調査への回答した内容となっている。しかし数値目標の第2回目の調査がきたところであり、数値は今後変動する可能性がある。12月の末に第5回目の会議を予定しており、その時点でまた改めて確認いただく。</p> <p>資料4の詳細については、障害者支援グループリーダーより説明する。</p>
○事務局 (障害者支援G)	<p>障害者福祉サービス等の提供体制の整備等に係る目標については、7つの項目を挙げた。</p> <p>1.福祉施設の利用者の地域生活への移行について、グループホームへの移行、入所者数は据置き、地域生活移行者は8人で、国の目標が6%のところ、6.4%としている。</p> <p>2.精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、長期入院していた方が地域で生活する体制を整えて、地域へ戻れるような提案をするための支援体制について協議する場の設定を標記の目標値とした。</p> <p>3.地域生活支援の充実は、主な項目として地域生活支援拠点等の整備、また、強度行動障害を有する方への支援体制の充実を挙げた。地域生活支援拠点については圏域で設置済みである。強度行動障害支援については、こちらも圏域で考えていくものかどうか、模索しているところ。</p>

	<p>4.福祉施設から一般就労への移行等については、一般就労への移行するための体制づくりや移行者数、一定水準を超えて移行する者がいた事業所数を挙げた。</p> <p>5.相談支援体制の充実・強化等は、地域生活支援拠点と同じく、基幹相談支援センターを東濃5市で設置している。拠点ではなく、面的整備として5つの事業所でセンターを機能させているところ。また地域自立支援協議の検討の場に相談支援事業所が参画することを目標値に挙げている。</p> <p>6.障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、本市の障害福祉サービス等の質を向上するための目標で、新項目、目標値として設定した。</p> <p>7.発達障害者等に対する支援については、議題1でも話があったが、発達支援センターが新たに設置されることもあり、これと併せて進めていきたい。</p>
○事務局 (障害者支援G)	資料5、サービスの見込量について。令和4年度の実績から8年度の見込量を記載した。日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練、就労系、短期入所について。また、居宅系、相談支援について、実績と見込量を記載した。
○委員長	委員から意見があれば、願います。
○委員	障がい者の雇用が義務付けられていると思うが、多治見市役所ではどのくらいの障がい者を雇用しているか。
○事務局	今すぐ正確な数字は分からないが、おそらく十数名ぐらいではないか。今後も雇用を増やすようにしていく。現在も会計年度任用職員を募集している。
○委員	障がい者の法定雇用率が満たされているかどうか分からないが、市が率先して雇用して欲しい。
○委員	なかなか一般就労へ移行できないようだ。また一般の事業所も雇用の仕方が分からないようだ。法定雇用率も上がるようなので、障がい者の方を求めているところも増えると思う。
○委員	<p>一つ事例を紹介する。多治見市内ではないが、自分の知り合いの方で、発達障害とのことで就労支援を受けて、3年間ほど一般企業で働いた方があった。公的機関から雇用助成してもらえる3年間の間は、職場もよくしてくれたが、助成期間が終わる少し前から、職場の雰囲気は180度変わって悪くなり、退職を余儀なくされたそうだ。</p> <p>そんな事業所もあるので、市やハローワーク、就労支援事業所</p>

	が、見極めというか、関与してうまくいくようにしてほしい。
○委員	障害年金の金額はどのくらいか分からないが、働きたいという意欲のある皆さんが働けて、生活がしやすくなるとよい。
○事務局	<p>先ほどの説明に補足する。</p> <p>今回、重度障害者関係の目標が新たに追加された。資料5の1ページの2の日中活動系サービス、生活介護の2段目「うち重度障害者」、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）についても、「うち重度障害者」の項目が追加された。3居住系サービスの共同生活援助にも「うち重度障害者」が追加されている。</p> <p>なお、重度障害者の定義は、強度行動障害や、高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者とのことである。</p> <p>別の補足として、2日中活動系サービスのうち「就労選択支援」という制度が新たにできた。施行日は未定となっている。</p>
○委員	<p>親亡き後というのは一つキーワードとして出ている。使いやすいグループホームが必要とか、重度の方でも受入れてもらえるような努力するという声があると挙がっていたかと思うが、数値目標は横ばいとなっているようだが。</p> <p>個人的には増えればいい、というものではないとは思っているが、意見が反映されていないというふうに感じた</p>
○事務局	それについては、次回回答させていただく。
○委員	相談支援体制の強化について、これまでの会議で委員から発言があったと思うが、相談支援事業所への相談が非常に多く、事業所が疲弊している状況である中で、充実の強化が目標にあるが本当にできるのか。心配しているし、実際の状況はどうかと思っている。
○事務局	<p>相談支援事業所が相談件数を相当抱えているというのが現実だと思う。また、その相談員が計画を立てる以外の部分で障がい者の方の生活のお手伝い的な部分の業務まで負わされるというケースがあると聞いた。そういったことについても相談支援事業所間で連携をして、現状ちょっと考えなくてはならない。</p> <p>地域自立支援協議会の相談支援事業所専門部会でも委員が言われたことと同様に、かなりの相談支援事業所で、相談員1人が抱える件数、仕事量も多く、非常に厳しい状況と聞いている。業務の精査だけでなく、また専門的な対応については基幹相談支援センターとの連携を高め、また各相談員の方の資質の向上も図り</p>

	ながら、何とか対応できるような体制を構築していきたいと考えている。
○委員	<p>今の説明にあったが、やはり今、相談支援事業所が、多治見市に限らず、圏域全体的に非常に少ない。ほかの圏域と比べてもやはり少ない。相談支援専門員の数も、岐阜県全体で少ない。</p> <p>名古屋市は市が独自に加算を付けている。計画を一定数したら補助金を上乗せしている。なぜかという、相談支援事業所が増えないのはやはり経営効率が非常に悪いということがあるからである。自分の所属する事業所も相談支援をしているが、地域貢献の観点から事業を行っているところが多々ある状況。民間の参入が少ない、普及していかない理由には、経営効率が悪いということがあり、他の自治体だと補助金を付けたり、いろんな形で支援をしている。</p> <p>新規の取組の中に、指定障害福祉サービス事業所等への支援の検討というのが盛り込まれたので、是非、具体的に、相談支援の強化というところも含めて、しっかり検討いただけるとありがたい。</p>
○委員	障がい者の相談は、相談支援事業所と高齢者の包括支援センターと一緒に支援しなくてはならないケースが増えている。65歳での介護保険へのスムーズな移行など、一体となってやってほしい。
○委員長	議題の3 第3期障害福祉計画について、事務局から説明を願う。
○事務局	資料6、資料7を参照いただきたい。こちらについても、国県の目標を踏まえての数値となるため、今後変動する可能性がある。詳細については子ども支援課から説明する。
○事務局 (子育て支援G)	<p>資料6を参照。目標は3つ。大きな特徴は、令和6年4月児童発達支援センター「わかば」を開設。市が運営するという施設で、いわゆる障害児教育に対する中核的な施設。通常の障害児支援の提供とは別に、地域を巻き込みながらやっていく。これが目標であり前回からの変更点である。目標2、3については現在と同様とした。</p> <p>詳細について1から。保育所等訪問支援は「わかば」の職員が、保育園、幼稚園を訪問し、対象児の集団への適応を見て、助言を行う指導。「わかば」への移行後どう運営、運用していくのか、これからのことであるため現状据置いた。</p>

	<p>2.重症心身障害児の事業所の確保については、令和2年度から現状維持としているが、国が示すのが1以上。これに対し、市内では、2つの事業所があるため、何とか3つ目をというところで目標値に設定した。</p> <p>3.医療的ケア児について、関係機関との協議と、コーディネーターの配置について。医療的ケア児の入園を昨年度から始め、関係機関との協議の場も設けている。医療的ケア児に関するコーディネーターは、その地域が持つ資源や相談があった際に助言できる者を、現在2名配置している。これを現状維持したいということで目標値を設定した。</p>
○事務局 (子育て支援G)	<p>資料7を参照いただきたい。サービスの見込量については、現状維持的な数字が続いているが、昨今の障害の関心の高まりや、発達障害などのある児童自体が増えているため、現在見直しを行っているところ、特に児童発達支援、放課後等デイサービスについての数字が大きく伸びるというふうに見込んでいる。</p> <p>サービス確保の方策としては、「わかば」を中心として、市内の病院等の底上げ、充足を図っていく。また民間事業所を巻き込んで、総合的に支援をしていく。保護者や学校、保育園等々を巻き込みながら、市全体として、支援の必要な児童をみていく。</p> <p>2.障害児相談支援については、年々相談数が増加すると見込んでいる。児童の相談支援事業所は、多治見市内では若干増加傾向ある。しかし障害者の相談支援事業所と同様に、我々としても検討課題と考えている。</p> <p>3.障害者の子ども・子育て支援では、療育を受ける施設以外の保育園や学童クラブ（放課後児童健全育成事業・たじっこクラブ）等々においても、障害のある児童に対して、適切に保育士を配置したり、携わる人の資質向上に努めたりしながら、適切な量を確保し、目標値を設定した。</p>
○委員長	以上の説明を聞いて、意見があればいただきたい。
○委員	<p>医療的ケア児支援についてだが、精華愛児幼稚園で受け入れが始まったと聞いている。母親は早く仕事復帰したい、と思っている方も多いので、これからニーズは高まると思う。受け入れに対して広く受け止めてもらえたらよいと思う。</p> <p>ケアが必要な児童は、どのくらいいて、どのような受入れ体制となっているか。</p>
○事務局	精華愛児幼稚園が拠点のひとつとなっており、現在3名が通園

	<p>している。また0歳から3歳児までは保健センターの健診から情報提供してもらい、必要に応じて保護者と話をしている。</p> <p>小学校は今年度から精華小学校で2名受入れをしている。まず、導尿が必要な医療的ケア児が1名、もう一人はインスリン接種必要な児童だが、そのケアをすれば、他の児童と同じように集団生活を送れるとのこと。</p>
○委員	<p>障がいのある児童と一緒に生活することで、障がいの理解が進むと思う。今、パラスポーツなども学校などで取り組み、理解が広がっていてありがたい。</p>
○委員	<p>先ほどの3章のところで発言できなかったので、お話ししたい。</p> <p>理解啓発が新規であったが、市民へ広報紙で障がいの理解について、広めていく取組はいいと思う。今発言があったように、将来を担う子どもたちにこそ、その理解や教育が必要かと思う。教育委員会などで取り組んでいるとは思いますが、福祉の立場から学校や児童に向けて理解啓発も大事なところかと思う。</p>
○委員	<p>特別支援学校に多治見市から通学している児童は多いが、学齢期に同じ学年のたくさんの児童と一緒に過ごせないことは、やっぱりちょっと寂しい思いをしているのではないかなと思う。居住地の学校との交流もあるが、その充実についても、市として盛り上げてもらえるといいと思った。</p>
○委員	<p>放課後児童クラブから、今年度、職員研修ということで、特別支援学校の地域支援センターに発達障害のある児童の支援や発達障害の特性が見られる児童の支援について依頼があった。放課後児童クラブ（学童）で暴れてしまうとか問題を起こしてしまうと、今度学童の利用が出来なくなり、次は放課後等デイサービスに児童が流れるという状況があるようだ。そして本来的には障害の程度の重い児童が利用したい放課後等デイサービスが、学童から来た児童によって定員が満たされてしまい、利用したいが手がかかる児童だと受け入れられないといわれてしまう現状あると思っている。</p> <p>やはりその場所、学校や学童クラブ、放課後デイサービス等で職員の方への専門的な資質の向上は、それぞれでやっていく必要がある。</p>
○委員長	<p>議題としてはここまでだが、他にご意見があれば発言してほしい。</p>

○委員	<p>障害児通所支援のサービス確保の方策の部分に、療育を要する児童の保護者への早期からの情報提供を行うとあった。子どもの幼い時期というのは療育も大事だが、親に対し、自分の子どもの障がい理解をきちんとしてもらうとか、これからどういうふうに育てていくかということ、心に落としていかなければいけない時期。保護者に対しても、障がい理解の教育や支援の部分を、「わかば」でやってもらいたい。</p>
○事務局 (子育て支援G)	<p>委員の言う課題については、これまでも挙がってきている。保健センターの健診や遊びの教室、発達相談の中で早い段階から徐々に受け入れてもらい、子ども支援課でもカバーしていきたい。</p>
○委員長	<p>障がい児の親の会などもある。</p>
○委員	<p>最近、就労移行支援の利用者が少なくなっている。特別支援学校の卒業生を受け入れることが多いが、A型事業所を選択する人が増えている。</p>
○委員	<p>自分の所属する事業所も、就労移行支援利用者は減っている。A型事業所を希望する方が多い。</p> <p>ただ、AなりBなり就労支援から一般就労はハードルが高い。法定雇用率を満たしたい事業所からの連絡あるが、条件を聞くと就労時間が長く、福祉的な就労で4時間働いていて、いきなり長くはできない。</p> <p>いろんな働き方があると思うし、段階を踏んで時間を増やしていくということもあるが、いろいろな選択肢の中で、一般就労に向けてやっていけるような形がつくられていくといいと、事業所の中でも話をしている。</p>
○委員	<p>ろう者の方への支援が増えている。どのように支援したらいいかわからない、という相談をいただくことがある。そういった情報はどこで得られるのか。</p>
○委員長	<p>市や障がい者相談員が案内する。</p> <p>先天性ではなく、途中から聞こえないとか、見えなくなった方は非常に生活が困難になると思う。聞こえない方は手話やノートテイクもある。市に手話のできる人もあるが、まわりにできる人も少なくなっている。</p> <p>町内会のつながりや、障がい者団体に所属するなどできればいいが、個人情報保護もあり、難しいところもある。</p> <p>他に意見がなければ、次の議題としたい。</p>

○事務局	<p>連絡事項となる。</p> <p>次の会議を12月25日(月)午後1時30分から、駅北庁舎4回第2会議室で行う予定。今回意見でいただいたところなどを修正して示す。また2回目の国調査を踏まえ、目標数値の変更もある。</p> <p>地域生活支援事業は今回付議しておらず、次回審議いただく。全体調製ということもあるので、冊子に近い形で案を示せればと考えている。</p>
○委員長	<p>以上で第4回会議を終了する。長時間の議論に感謝する。</p>

以上